

笠間市こども計画概要

1 計画策定の趣旨・基本的事項

(1) 計画策定の趣旨・目的

- 令和5年に施行されたこども基本法では、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、こども施策を総合的に推進することとします。
- 本市では令和6年度に「こども部」を創設し、妊娠・出産から子育て期のライフステージにあわせた切れ目ない相談支援体制を構築するとともに、子育てを市の重要事務事業に位置づけ、社会全体でこどもを育てる意識と取組を強化しました。
- 令和6年度に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、「こども基本法」の目指すこども施策を総合的に推進するための計画として本計画を策定しました。地域の実情に応じた施策を着実に推進し、こどもと家庭の福祉や健康の向上を目指すとともに、子育て支援とこどもの育成支援を図り、笠間市のすべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

(2) こどもまんなか社会の実現に向けて

- こども基本法に基づき、こどもの意見を尊重し、最善の利益を優先することが基本であり、こどもたちが自らの意見を表明し、社会に参加する機会を確保していくことを基本とします。
- こどもと共に社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見をもてるよう様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重視されています。

(3) 計画の基本事項

- 本計画はこども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市のこども施策に関する事項を定める計画です。
- 以下の計画の内容を包含して策定・推進します。○子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」 ○こどもの貧困解消対策の推進に関する法律第9条に規定する「こどもの貧困解消対策計画」 ○子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「母子保健計画」
- 本計画においても、「こども」を成長の過程にある者すべてとします。そして、本計画の対象はすべてのこどもとその家族並びに地域、幼児教育・保育施設、学校、企業、行政といったそれぞれの立場で子育てに関わるすべての市民や団体を対象とします。
- 計画期間：令和11年度まで

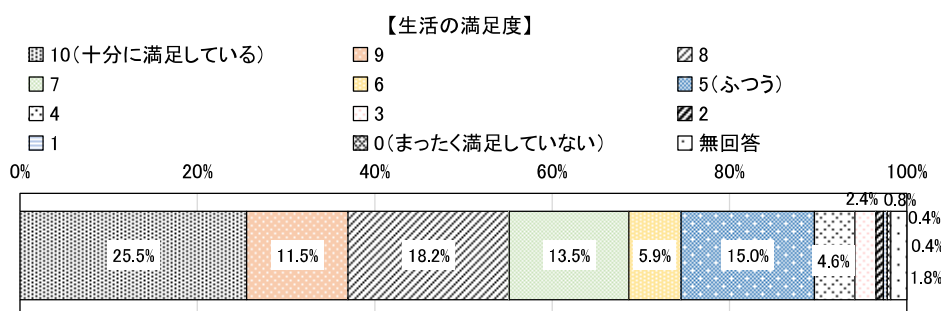
(4)計画の策定・推進にあたって

- 策定にあたっては、令和6年度に実施した子育て家庭生活実態調査（就学前児童保護者、小中学生保護者を対象）、生活状況に関するアンケート調査（小学5年生と中学2年生の児童生徒本人とその保護者を対象）の結果を基礎資料としました。
- 令和7年度には、こどもたちの意見聴取の場を確保して、小中学生・高校生やこどもの居場所に通う児童を対象にした生活状況に関するアンケート調査やヒアリング、若者の結婚や子育てに関するアンケート調査を実施し、施策の検討や推進の参考及び策定の基礎資料としました。
- 推進にあたっては、こども部を中心に、保健・医療・福祉・教育・文化・スポーツ・都市基盤など分野を超えて、施策に関わる関係部局と連携・協力し、こども政策に関する取組を強化していきます。
- 本計画の着実な推進を図るため、計画を立案し（Plan）、実行（Do）するだけでなく、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、PDCAサイクルに基づき、計画を実施していきます。

2 こどもと子育て世代を取り巻く状況・課題

(1)小中学生アンケート(抜粋)

○生活の満足度は、「10（十分に満足している）」が25.5%で、6以上で74.6%を占めている一方で、0（まったく満足していない）～4は8.6%みられます。



- 自己肯定感に関連する項目について、がんばればむくわれると『思う』が81.0%、自分は価値のある人間だと『思う』は63.0%ですが、『思わない』が30%程度みられます。自分は家族に大事にされていると『思う』が93.4%を占めています。自分は友だちに好かれていると『思う』が79.1%となっています。
- 自分の将来が楽しみに『思う』が71.7%、『思わない』が27.1%となっています。
- 自分のことが好きだと『思う』が58.1%で、『思わない』が40.2%となっています。

【自己肯定感に関すること】

令和7年度 小・中学生調査(%)	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
がんばればむくわれると思う	38.6	42.4	13.8	4.3	0.8
自分は価値のある人間だと思う	20.0	43.0	27.2	8.2	1.7
自分は家族に大事にされていると思う	62.0	31.4	4.9	0.5	1.2
自分は友だちに好かれていると思う	25.1	54.0	15.3	4.1	1.6
自分の将来が楽しみだ	33.1	38.6	20.6	6.5	1.1
自分のことが好きだ	21.4	36.7	26.4	13.8	1.6

(2)こども・子育て世代を取り巻く課題

課題 1 こどもの権利の認知と擁護(保障)

- 小中学生アンケート調査では、こどもの権利を「知っている」は29.0%で、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が42.9%と多くみられます。
- 継続してこども基本法の趣旨や内容、こどもの権利について学ぶ機会を確保することで理解を深め、こどもが権利の主体であるという認識を広げていく必要があります。そして、こどもが自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こどもの最善の利益を図らなくてはなりません。

課題 2 子育て・保育環境の充実

- 保護者へのアンケートで「預かってくれるところがない、預けるところを増やしてほしい」などの意見がみられることから、保護者の就業状況にかかわらず、地域の身近な場を通じてニーズにあった子育てサービスが求められています。
- 共働きの増加とともに働き方・保育ニーズが多様化しており、若い世代が希望する育児休業の取得や保育サービスの利用ができることが重要です。そして、職場や地域の理解が深まり、共働き・共育てを社会全体で推進していく必要があります。
- すべてのこどもが、自分の考えをもち、意見をいえる力を育てていくために、時代の変化に応じた多様で豊かな学びにつながる教育環境を整備するとともに、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるように支援することが必要です。
- 課題を抱えるこどもの支援体制の充実を図り、心身の状況や置かれた環境にかかわらず、学びたい意欲をもち、それぞれの夢をあきらめない環境づくりが重要です。
- 支援が必要なこどもが地域で共生するため、インクルージョンの推進、特別支援教育、社会参加の支援体制づくりにも取り組んでいかなければなりません。

課題 3 親子の健康支援・子育て支援

- こども、子育て世代が抱く孤立感や負担感などの様々な課題に向き合い、相談支援機能の強化を図り、こどもが健やかに成長するよう安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めていくことが重要です。
- 多様な価値観・考え方をもつ若い世代が、経済的な不安から将来の展望を描けない状況となり、結婚やこどもを産み育てることを断念することがなくなるよう、生活基盤の安定に向けて実情に応じた負担軽減策の検討を行っていかねばなりません。

課題 4 困難や生きづらさの課題を抱えるこどもの支援

- 課題が潜在化していることを踏まえ、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、困難な状況に置かれたこどもを早期に発見し、包括的に支援する体制の強化が必要です。
- こどもを取り巻く課題が複雑かつ多様化する中、すべてのこどもが安心して過ごせる居場所を提供できるよう、こども食堂、児童館、放課後児童クラブ、学習支援の場など地域資源を活用した居場所づくりの取組も必要です。
- 様々な不安や悩みを抱えるこどもに寄り添い、支える施策を検討し、こどもが将来に明るい希望を持ち、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会を実現していくことが重要です。

3 計画の基本方向

□すべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの権利が守られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるまちづくりを目指します。

【基本理念】

**こどもが夢と希望をもち
未来を切り拓くまち かさま**

【基本視点】

基本視点1:こどもの意見を聴き、社会参画を後押しする視点(こども)

基本視点2:こどもの育ちを伸ばす支援の視点(こども)

基本視点3:子育てを支える視点(子育て世代)

基本視点4:こどもと子育て家庭を地域で応援する視点(こどもまんなかまちづくり)

【基本目標】

基本目標1 こどもが学び成長を実感できる取組の推進

- こどもの命と権利を守り、地域が健やかな成長・生活を後押しできるように、こどもと大人、地域がこどもの権利や人権についての理解を深められるように啓発します。
- こどもが抱える困り事を相談できる場を知り、こどもからの相談に寄り添って支援する体制づくりを進めます。
- こどもの学び、遊びや体験の場、居場所をライフステージに応じて地域資源を活かして拡充し、次代を生き抜く力の育成を支援します。
- こどもが意見を表明できる場・機会を増やし、大人がこどもの意見をきいて共に社会活動への参加が促進される仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2 支援や関わりが必要なこども・家庭への支援

- こどもと子育て家庭が抱える課題が複雑化している状況を踏まえ、障害や発達で支援が必要なこども、ひとり親家庭等のこどもの自立支援をはじめ、生活困窮やこどもの貧困、児童虐待やひきこもりなどの課題を抱え、支援や関わりが必要なこども・家庭を包括的に支援する体制づくりを進めます。

基本目標3 すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】

- すべてのこどもの健やかな発育と望ましい生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりに取り組めるように、切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、こどもの成長段階に応じた親子の健康支援、成育環境の向上を図ります。

基本目標4 こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援

- すべての子育て家庭が気持ちにゆとりをもって子育てができるように、経済的負担の軽減を図り、地域における相談や交流の場づくりや子育て支援サービスを推進します。

基本目標5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり

- こどもと子育て家庭を地域全体で応援します。
- 安心できる生活環境を目指して、地域安全活動を推進します。
- 共働き家庭が増加しており、仕事と家庭、子育ての両立支援や企業も地域の一員としてこどもや子育ての理解を深め、安心して子育てできる就労環境づくりを推進します。

4 施策の体系

基本理念

基本目標

施策・取組方向 【計画分野】

こどもが夢と希望をもち 未来を切り拓くまち かさま

基本目標1
こどもが学び成長を
実感できる取組の推
進

- (1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進
- (2)こどもの学びと体験の機会の充実
- (3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進

【子ども・若者】

基本目標2
支援や関わりが
必要なこども・家庭
への支援

- (1)支援が必要なこどもと子育て家庭への支援
- (2)こどもの生活支援の推進
- (3)児童虐待防止対策・社会的養護の推進
- (4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援

【こども貧困解消】

基本目標3
すべてのこどもの
健やかな育成支援
【母子保健計画】

- (1)妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化
- (2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化
- (3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進
- (4)すべての人がこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

【次世代育成支援(母子保健)】

基本目標4
こどもを安心して産
み育てられる子育て
家庭への支援

- (1)子育て支援体制の充実
- (2)子育て費用の負担軽減

【子ども・子育て支援】

基本目標5
地域でこどもの育ち
と子育てを応援する
環境づくり

- (1)地域での見守りと声かけネットワークづくり
- (2)安心して暮らせる環境づくり
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進

【子ども・若者】:子ども・若者育成支援計画

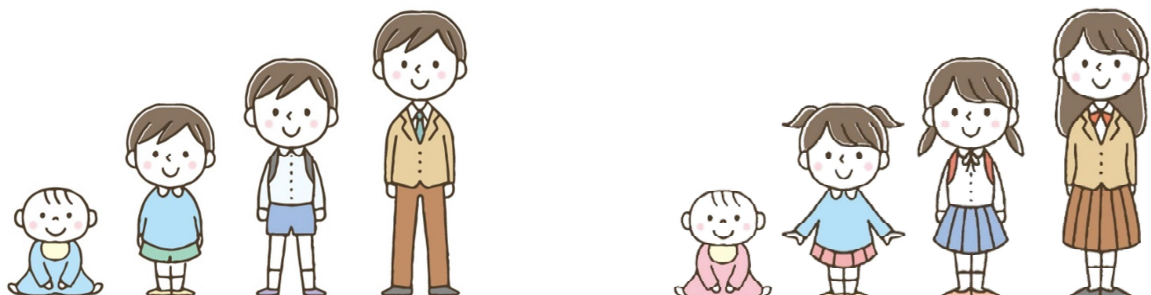
【子ども・子育て支援】:子ども・子育て支援事業計画

【こども貧困解消】:こどもの貧困解消対策計画

【次世代育成支援】:次世代育成支援推進行動計画(母子保健)

【こどもの成長段階に応じた施策・取組方向の整理】

成長段階の区分		施策・取組	項目
ライフステージを通して		(1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進	基本目標 1
		(2)こどもの学びと体験の機会の充実	こどもが学び成長を実感できる取組の推進
		(3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進	
		(1)妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化	基本目標 3
		(2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化	すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】
		(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進	
		(4)すべての人がこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	
ライフステージ別	こどもの誕生前から幼児期まで	(1)子育て支援体制の充実	基本目標 4
		(2)子育て費用の負担軽減	こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援
	学童期・思春期	(1)支援が必要なこどもと子育て家庭への支援	基本目標 2
		(2)こどもの生活支援の推進	支援や関わりが必要なこども・家庭への支援
		(3)児童虐待防止対策・社会的養護の推進	
		(4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援	
	青年期（子育て世代）	(1)地域での見守りと声かけネットワークづくり	基本目標 5
		(2)安心して暮らせる環境づくり	地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	



5.主な計画の内容

基本目標 1 こどもが学び成長を実感できる取組の推進

(1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進

- ①こども基本法やこどもの権利条約に関する普及・啓発
- ②人権教育と人権に関する啓発の推進
- ③こどもに寄り添う支援の推進

(2)こどもの学びと体験の機会の充実

- ①多様な遊びや体験活動の推進
- ②外国にルーツのあるこどもの教育支援と国際交流の推進

(3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進

- ①こどもが意見をいう機会の創出
- ②こどもの居場所づくりの推進

基本目標 2 支援や関わりが必要なこども・家庭への支援

(1)支援が必要なこどもと子育て家庭への支援

- ①発達特性や障がいのあるこどもの支援
- ②ひとり親家庭の自立支援

(2)こどもの生活支援の推進(詳細は第6章を参照)

- ①教育の支援
- ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者の職業生活の安定と就労支援
- ④経済的支援
- ⑤関係機関の連携

(3)児童虐待防止対策・社会的養護の推進

- ①児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援

- ①学校生活での課題を抱えるこどもの支援
- ②こどもの自殺予防対策・孤立による課題を抱えるこどもの支援

基本目標 3 すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】

(1)妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化

- ①妊娠や出産に関する啓発と相談支援の推進
- ②妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実

(2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化

- ①母子保健・乳幼児発達支援の推進
- ②子育て支援・養育支援の推進

(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

(4)すべての人がこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

基本目標 4 こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援

(1)子育て支援体制の充実(詳細は第5章を参照)

- ①教育・保育サービス等の推進
- ②家庭での保育を支援する取組

(2)子育て費用の負担軽減

- ①医療費助成等による負担軽減の推進
- ②こどもと子育て家庭の生活支援の推進

基本目標 5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり

(1)地域での見守りと声かけネットワークづくり

- ①地域の力を生かした地域安全活動の推進

(2)安心して暮らせる環境づくり

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①就労支援と働きやすい環境の支援
- ②就業生活や家庭生活の充実支援

6.主な指標

●指標

成果指標	現状値	目標値	備考
自分の将来が楽しみだと思ふこども	71.7%	↑増加させる	基本目標 1 令和 7 年度調査
だれにも相談できないこども(だれにも相談できない、相談したくない)	小学生:10.2% 中学生:8.2%	↓減少させる	基本目標 1、2 令和 6 年度調査
笠間市は子育てしやすいまちだと思ふ保護者	45.1%	↑増加させる	基本目標 3、4、5 令和 6 年度調査

●モニタリング指標（取組や現状を把握する指標）

モニタリング指標	現状値(令和 6 年度)	備考
「こどもの権利」を知っている人の割合	こども 29.0%(令和 7 年度) 大人—	基本目標 1
笠間市に住み続けたいと思ふこどもの割合	53.3%	基本目標 1 令和 7 年度調査
自分は価値がある人間だと思ふこどもの割合	63.0%	基本目標 1 令和 7 年度調査
こどもが意見をいう機会・意見聴取の機会 (こども部での実施)	12 回(令和 7 年度)	基本目標 1
公民館のこども向け講座の参加者	延 351 人	基本目標 1
「ヤングケアラー」を知っているこどもの割合 (言葉も内容も知っている)	13.2%	基本目標 2 令和 6 年度調査
「ヤングケアラー」と思われるこどもの割合	5.5%	基本目標 2 令和 6 年度調査
スクールソーシャルワーカーの相談件数	延 3,904 件	基本目標 1、2
家庭児童相談室相談対応数	延 525 件	基本目標 1、2、4
こども育成支援センター相談件数	延 1,371 人	基本目標 2、
子育ての相談で頼れる人がいる保護者の割合	73.4%	基本目標 2、3、4 令和 6 年度調査
児童館利用者数	延 10,900 人	基本目標 1、5
こども食堂の開催回数	103 回	基本目標 1、2、5
各種教室参加者の満足度	95.4%	基本目標 3
5 歳児健康診査の受診率	—	基本目標 3
プレコンセプションケアの受診者数	16 人	基本目標 3、4
産後 1 か月程度の指導・ケアが十分に受けられた と感じた人の割合	87.8%	基本目標 2、3
子育て支援センター利用者数	延 14,669 人	基本目標 4
乳児等通園支援事業利用者数	延 130 人	基本目標 4
就学前児童・小学生保護者の育児休業取得率	母親 51.7% 父親 11.9%	基本目標 5 令和 6 年度調査
父親の育児参加の割合(乳児～幼児期)	68.8%	基本目標 3、5
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる親の割合	77.6%	基本目標 2、3、4、5
結婚をポジティブ・プラスとなる・メリットがあると 答えた若者の割合	62.2%	基本目標 5 令和 7 年度調査
子育てをポジティブ・プラスとなる・メリットがあると 答えた若者の割合	55.5%	基本目標 5 令和 7 年度調査
キラリかさま優良企業認定数	7 事業所	基本目標 5